

公益財団法人魚津市スポーツ協会加盟団体に対する奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、(公財)魚津市スポーツ協会加盟団体に対し、全国大会等に出場するアマチュアスポーツ選手等に奨励金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 全 国 大 会 等：別表1に定める全国及び地区ブロック競技大会等をいう。
- (2) スポーツ選手等：国、県及び魚津市を代表して全国大会等に出場する選手、監督をいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付対象は、**本協会加盟団体**に属する選手が全国大会等に出場する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本協会に加盟する団体会員（高体連・高野連登録者を除く）
- (2) 予選大会等の成績により選出された者
（但し、参加1・2名（チーム）での全国大会等出場、**推薦を除く**）
- (3) その他会長が特に認める大会

(交付の基準)

第4条 会長は、別表1に定める基準額に基づき、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、**当該大会終了後1ヶ月以内**に、実績報告書等関係書類を添えて奨励金交付申請書（様式第1号）に**加盟団体会長印を捺印**のうえ、(公財)魚津市スポーツ協会会長に申請しなければならない。

(奨励金の返還)

第6条 奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 交付申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) その他第1条の目的等に反すると会長が認めた場合

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日改正

この要綱は、令和 2年4月1日改正

別表 1

| 区 分 | 奨励金の基準額 | 備 考 |
|--|----------------|---------|
| 世界選手権大会 | 1人につき 30,000 円 | |
| アジア競技大会 | 1人につき 20,000 円 | |
| その他の国際大会 | 1人につき 20,000 円 | |
| 国民体育大会 | 1人につき 7,000 円 | |
| 全国大会（主催団体が下記のいずれかに該当） | 1人につき 4,000 円 | 県内開催は除く |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省 ・ (公財) 日本スポーツ協会または、 (公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体 ・ 上記以外の全国的な組織を有する競技団体等 | | |
| 地域ブロック大会（小・中学生のみ対象） | 1人につき 2,000 円 | 県内開催は除く |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省 ・ (公財) 日本スポーツ協会または、 (公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体 ・ 上記以外の全国的な組織を有する競技団体等 | | |

備考

- 1 団体においては、上記基準額×（競技人数+監督1名）を限度とする。
ただし、**全 国 大 会**の支給上限額は、**40,000 円まで**
地域ブロック大会の支給上限額は、**20,000 円までとする。**
- 2 親善・交歓及びスポーツレクリエーション等を目的とする
「スポーツレクリエーション祭」「ねんりんピック」等は、交付の対象としない。